



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

「商標権侵害案件違法経営額計算弁法」、意見募集

Topic-2

最高人民法院、2023 年度中国 10 大知識産権案件と 50 件の知識産権典型案例を公表

Topic-3

最高人民法院知識産権案件法律適用問題年度報告（2023）摘要

Topic-4

路浩ニュース：北京路浩コンサルティング案件、専利権転化運用 10 大典型案例に入選

「商標権侵害案件違法経営額計算弁法」、意見募集

CNIPA は 4 月 11 日に、「商標権侵害案件違法経営額計算弁法」の意見募集稿を公開し、5 月 15 日まで意見募集とした。

中国は制度上、行政機関による商標権侵害行為に対する取締が可能である。その際、違法経営額の算定は、処罰を決定するのに重要な根拠となるにもかかわらず、現行の商標法及びその実施細則には、違法経営額の算定に対し、原則的な規定しか設けておらず、詳細な規定を欠く。比較的に複雑な案件を処理する際に、その侵害額は焦点となる場合もある。この現状を受け、知的財産権に対する法的保護を強化させ、行政機関による法執行の専門性を向上させ、法執行の基準を明確させ、行政罰の根拠の透明性と予期可能性を増加させ、商標権に対する保護の実践上の要請に応じて、本規範を制定した。

本稿は、当意見募集の内容を抜粋し、簡単な紹介を行う。

【第 4 条】違法経営額とは、当事者が商標権侵害行為を実施するにあたっての侵害商品の価値または侵害となるサービスを提供することによる営業収入の総額を指す。

【第 5 条】売却済みの侵害商品の価値は、実際の販売金額に準ずる。

まだ売却されていない侵害商品の価値について、まず侵害発覚時点で既に確定された売却済みの侵害商品の実際の販売価格の平均値で計算する。実際の販売価格の平均値が算定できない場合、被侵害商品のメーカー記載の推奨販売価格に準ずる。

実際の販売価格の平均値が算定できず、且つ被侵害商品のメーカー記載の推奨販売価格がない場合、被侵害商品の市場における中間価格で計算する。

製造済みだが、まだ侵害商標の標章を貼り付けていない商品に対し、もし当該商品は他人が所有する商標に対する侵害であると認定するのに確実・十分な証拠がある場合、当該商品の価値は違法経営額に算入する。

【第 7 条】商標専用権侵害するようなサービス提供の違法経営額は、当事者が権利侵害と判断された期間内に、権利侵害行為により得られたすべての営業収入である。

サービス提供の領収書などの証拠のみがあり、サービスが履行された証拠がない場合、領収書などに記載の金額で計算する。

【第 9 条】無料で贈呈される品物が、他人の登録商標専用権に対する権利侵害に当たる場合、当該商品を実際購入する際の金額または生産するためのコストで計算する；実際購入する際の金額や生産するためのコストが算定できない場合、または当該商品は非標準製品の場合、被侵害商品の市場における中間価格で計算する。

【第 10 条】リファーマビッシュ製品が他人の登録商標専用権に対する権利侵害に当たる場合、侵害商品の全体価値で計算する。

リファービッシュ製品自身が他人の登録商標専用権に対する権利侵害に当たらず、その部品または付属品のみ他人の登録商標専用権に対する権利侵害に当たる場合、権利侵害に当たる部品または付属品の価値で違法経営額を算定する。

【第 12 条】他人の登録商標専用権に対する権利侵害に対し、故意で便宜供与する場合、便宜供与することで得られた収入で違法経営額を算定する；収入がない場合、違法経営額がないとされる。

【第 13 条】レンタルサービスで他人の登録商標専用権に対する権利侵害に当たる場合、レンタルサービス提供することで得られた収入で違法経営額を算定する。

【第 14 条】宣伝において他人の登録商標専用権に対する権利侵害に当たる場合、違法経営額がないとされる。

【第 15 条】商標の使用許可人と被許可人が共同で他人の登録商標専用権に対する権利侵害をする場合、本弁法の第 5 条、第 7 条が規定する方法で違法経営額を算定する。

商標の使用許可人が被許可人の侵害行為を補助した場合、許可料で違法経営額を算定する；無償使用許可の場合、違法経営額がないとされる。

【第 16 条】前記規定のいずれもを適用しても実際の違法経営額を算定できない場合、違法経営額がないとされる。

【第 17 条】他人の登録商標専用権に対する権利侵害を複数回実施し、且つ行政機関による処分を受けていない場合、違法経営額は累計する。

【第 18 条】売上はサクラ・やらせレビューなどの虚偽の手段で増加させたものであると当事者が十分な証拠をもって立証できた場合、違法経営額に算入されない。

当意見募集稿の内容は、CNIPA の公式サイトにて確認可能

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/11/art_78_191520.html

最高人民法院、2023 年度中国 10 大知識産権案件と 50 件の知識産権典型案例を公表

4 月 26 日の世界知識産権日の到来を受け、最高人民法院は、中国の知識産権に関するいくつかの重要発表を行った。その内の一つは、2023 年中国 10 大知識産権案件と 50 件の知識産権典型案例の発表である。

一、2023 年中国 10 大知識産権案件

2023 年度の中国 10 大知識産権案件は以下の通りである。

1. 商標「西门子」(Siemens の中国語の当て字) をめぐる不正競争事件
〔最高人民法院 (2022) 最高法民終 312 号民事判決書〕
2. 商標「拉菲」(Lafite の中国語の当て字) をめぐる不正競争事件
〔最高人民法院 (2022) 最高法民終 313 号民事判決書〕
3. 「顔認証」に関する発明専利の無効審判段階の補正をめぐる行政訴訟事件
〔最高人民法院 (2021) 最高法知行終 556 号行政判決書〕
4. トウモロコシ植物新品種「丹玉 405 号」に対する権利侵害紛争
〔最高人民法院 (2022) 最高法知民終 2907 号民事判決書〕
5. ナビゲーションマップに関する著作権侵害事件
〔北京市高級人民法院 (2021) 京民終 421 号民事判決書〕
6. 違法にキャッチしたデータを転売することをめぐる不正競争事件
〔広東省高級人民法院 (2022) 粵民終 4541 号民事判決書〕
7. 医療機器用ソフトウェアに対する著作権侵害事件
〔上海市第三中級人民法院 (2023) 滬 03 刑初 23 号刑事判決書〕
8. 医薬品原材料に対する技術秘密侵害事件
〔江蘇省南京市中級人民法院 (2019) 苏 01 民初 3444 号民事判決書〕
9. ウイクワードの商標登録をめぐる不正競争事件
〔浙江省温州市中級人民法院 (2023) 浙 03 民初 423 号民事判決書〕
10. APP 利用際の青少年モードをめぐる不正競争事件
〔天津自由貿易試験区人民法院 (2022) 津 0319 民初 23977 号民事判決書〕

本稿は、2 番と 9 番の案件を取り上げ、簡単な紹介を行う。

№2. 商標「拉菲」(Lafite の中国語の当て字) をめぐる不正競争事件

〔最高人民法院(2022) 最高法民終 313 号民事判決書〕

【事実の概要】

シャトー・ラフィット・ロートシルトは、中国登録商標「LAFITE」と「CHATEAU LAFITE ROTHSCHILD」(以下「本件商標」) の権利者であり、本件商標の指定商品は、アルコール飲料である。本件商標に対する長年の使用を経た現在、高い知名度を有し、且つ、アルファベットの「LAFITE」とその中国語当て字の「拉菲」の間に、固定された関連性も持つようになった。南京金色希望酒業有限公司は、2005年4月1日に「拉菲庄园」の商標を登録出願し、指定商品はぶどう酒である。その後、南京金色希望酒業有限公司は、ぶどう酒の生産・輸入と販売の際に、「拉菲庄园」や「LAFEI MANOR」などの標章を使用した上、公式サイトや引取書類においても宣伝した。2016年12月23日、最高人民法院の判決により、商標「拉菲庄园」の無効が確定された。その後、シャトー・ラフィット・ロートシルトは、南京金色希望酒業有限公司などの計7軒の会社に対し、訴訟を提起した。第一審法院の判決によれば、被告側の行為は商標権侵害行為と不正競争行為に該当し、侵害の停止が命じられた上、懲罰的賠償の適用も認めた。第二審では、最高人民法院知識産権法廷の判決によれば、原審被告側は、原審原告側の商標を便乗する悪意はあり、「拉菲庄园」や「LAFEI MANOR」に対する使用は、商標権侵害に該当する。南京金色希望酒業有限公司は、侵害の悪意が明らかであり、情状が嚴重であるため、懲罰的賠償を適用可能である。従って法廷は南京金色希望酒業有限公司に、計7917万人民元の賠償を命じた。

【典型的意義】

本件判決によれば、便乗の意図をもつ商標出願人による商標の使用は、法的な保護を受けない。本件判決は、市場の参加者達に信義則を遵守することを促す効果がある。また、懲罰的賠償が適用され高額な賠償金が認められることは、便乗・ただ乗り行為を厳粛に対処するという人民法院の決意も表明した。

№9. ウイクワードの商標登録をめぐる不正競争事件

〔浙江省温州市中級人民法院(2023) 浙 03 民初 423 号民事判決書〕

【事実の概要】

シャオミ科技有限公司は、2017年7月に、AIアシスタント搭載のスピーカーを発売した。スピーカーのAIアシスタントのウィクワードは、「小愛同学」である。その後、シャオミ社は、AIアシスタント搭載のスマートフォン、テレビなどの製品を発売した。陳某氏は、2017年8月—2020年6月、異なる区分に、計66件の「小愛同学」の商標の登録出願を行った。その後、陳某氏は、シャオミ科技有限公司とその関連企業に対し、「小愛同学」に対する商標権侵害を停止することを旨とする警告書を送信した。また、陳某氏は、深圳市の某会社と共同に、スマートウォッチや目覚まし時計などにて、「小愛同学」の商標を使用し、宣伝も行った。シャオミ社は、陳某氏と深圳市の某会社が不正競争行為をしたとし、訴訟を提起した。判決によれば、「小愛同学」は広く宣伝され、且つ使用された結果、一定の影響をもつウィクワードであり、そして、AIエンジンと同AIアシスタント搭載のスピーカーの商品名として、不正競争禁止法の保護対象となり得る。陳某氏は、「小愛同学」の商標の登録出願を大量に行い、シャオミ科技有限

会社とその関連企業に対し警告書を送信する行為は、信義則に反し、市場の公平な秩序を乱すことになり、シャオミ社の法的利益を害し、不正競争禁止法第2条が禁止する不正競争行為に該当する。「小愛同学」の標章が付く商品を販売することと、誤解を招くような商業宣伝を行うことは、混同行為及び虚偽宣伝行為に該当する。よって、法廷は陳某氏と深圳市の某会社に対し、直ちに侵害を停止し、シャオミ社に120万人民元の損害賠償を支払うことを命じた。

【典型的意義】

本件によって、一定の影響をもつAIエンジンとAIアシスタントのウイクワードも、不正競争禁止法の保護対象となり得ることが明確された。他人が開発するAIエンジンのウイクワードを商標登録出願し、濫用することは、不正競争禁止法が禁止する行為となる。AIエンジンのウイクワードを保護することは、イノベーション型企業のブランドを保護することとなる。

二、50件の知識産権典型事例と案件全体の傾向

2023年度の知識産権典型事例計50件の内、民事案件は45件であり、行政案件の件数2件、刑事事件3件である。

さらに詳しく分けると、民事案件の内、専利権の所属・権利侵害・保護範囲に関する紛争は5件、商標権侵害紛争は9件、著作権の所属・権利侵害紛争は10件、不正競争・独占紛争は15件、植物新品種や技術契約紛争などは6件である。

2023年度の10大知識産権案件と50件の知識産権典型事例を総じて見ると、以下の特徴や傾向が見出せる。

第一に、科学技術のイノベーションを厳格に保護すること。例えば、植物新品種の権利侵害に対し、懲罰的賠償を命じることで、農業分野に関する研究開発を堅実に守る決意を示した。

第二に、社会が関心をもつ問題に着目し、民衆の利益を確実に守ること。例えば、APP利用際の青少年モードをめぐる紛争は、青少年の利益を大事にし、サービスの提供者に対し、青少年育成の社会責務を果たすよう促した。

第三に、新技術・新業態・新分野における裁判規則を積極的に探ること。例えば、ナビゲーションマップに関する著作権紛争や不法にキャッチしたデータを転売することをめぐる紛争は、正にこの類の事件である。

第四に、外資系企業に対しても、平等な保護を与え、グローバル的な商業環境を創設すること。例えば、商標「西门子」をめぐる不正競争事件、商標「拉菲」をめぐる不正競争事件や「ミシュラン」商標権侵害紛争の当事者は、皆外資系企業となる。

第五に、隣接部による保護を強化し、保護の全面的な包囲網を構築すること。

詳しくは、最高人民法院の公式サイトにて確認可能

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/430692.html>

最高人民法院知識産権案件法律適用問題年度報告（2023）摘要

2024年4月25日に、最高人民法院知識産権法廷は、2023年度最高人民法院知識産権案件法律適用問題年度報告摘要を公表した。当摘要は、最高人民法院2023年審決の知識産権案件の裁判要旨を計41件まとめた。

本稿は、その内のとりわけ重要であると判断するものをいくつかを取り上げ、簡単な紹介を行う。

№2. 数値限定技術的特徴の均等判断

【事件番号】(2021) 最高法知民終 985 号

【判決要旨】

発明専利または実用新案専利出願にて、数値または連続して変化する数値の範囲で技術的特徴を限定することに対し、均等原則の適用を一律に排除すべきではないが、その適用を厳格に制限しなければならない。数値または連続して変化する数値の範囲に差異があったが、その利用する技術的手段・実現しようとする機能・到達できる技術的效果は実質上同一であり、且つ当該技術分野の従事者にとって創造的な思考をしなくても想起できる場合、同時に、技術分野・発明の種類・請求項の補正内容などの関連要素を考慮し、かかる技術的特徴を均等であると判断しても、請求項の保護範囲に対する社会公衆の合理的期待に答え、且つ専利権に対する公平な保護に資する場合に、技術的特徴を均等であると判断することが可能である。

№7. 除くクレームの認定

【事件番号】(2021) 最高法知行終 44 号

【判決要旨】

1) 「除くクレーム」とは、請求項を補正する際に、否定的な技術特徴を導入し、特定の対象を保護範囲から除外し、元の請求項の保護範囲を減縮することを指す。除くクレームは、通常、部分的に重なることで抵触となる故新規性の欠如と指摘される出願か、現行技術が不意の内に先行技術となる故新規性の欠如と指摘される出願か、または非技術な原因で専利法の保護対象とならない主題を排除することなどの限られた場面のみ適用可能となる。

2) 除くクレームは、同時に専利法第33条の規定に合致しなければならない。具体的な判断を行う際に、元の請求項と明細書の開示内容、保護を放棄しようとする内容及び取り残された保護範囲の三者間の関係を総合的に考量すべきである。もし、当該技術分野の従事者は、残された保護範囲は、元の請求項もしくは明細書で既に開示されたまたは暗示的に開示されたと確定できる場合、当該補正は、専利法第33条の規定に合致すると言える。

№8. 既存の化学製品の用途発明の新規性判断

【事件番号】(2022) 最高法知行終 788 号

【判決要旨】

既存の化学製品の用途発明が限定する新たな用途について、もし当該新用途は、当該技術分野の従事者が周知であるような技術的効果を別の角度から記述し、または別の方法で検証するに過ぎないものである場合、当該新用途は、現行技術との区別的技術特徴に該当しない。

№15. 懲罰的賠償の倍数の考量要素

【事件番号】(2022) 最高法知民終 209 号

【判決要旨】

他人の登録商標及び商号の知名度と影響力を知らながらも、依然として他人の登録商標と類似する商標を大量に使用し、同一な業務内容を展開することは、商品の出所を混同させ、他人の知名度を便乗する主観的悪意をもつと認定できる。もし侵害被疑者の被疑侵害行為の規模が大きく、関わる地域が広く、かつ金額が莫大である場合、侵害行為の情状は嚴重であると認定されて良い。前記の主観的悪意と情状の嚴重さは、懲罰的賠償の倍数を確定する際の重要な考量要素となる。

№32. 侵害により取得した利益は法定の最高賠償額を超えた場合の考量要素

【事件番号】(2022) 最高法知民終 312 号

【判決要旨】

提出された証拠により、侵害者側が侵害行為によって取得した利益は明らかに不正競争禁止法規定の最高賠償金額を超えたと判明した場合、人民法院は、企業の知名度・侵害者の主観的悪意の程度・拳証への妨害行為の存否・侵害行為の具体的内容及び権利者が権利を主張するために支出した合理的な費用を総合的に判断し、賠償額を確定する。

№33. 技術的秘密に関する協議と技術的秘密構成要件の審査

【事件番号】(2021) 最高法知民終 1530 号

【判決要旨】

技術的秘密侵害紛争においては、たとえ当事者の間に、技術的秘密の構成・権利帰属・侵害及び責任に関する協議がなされたとしても、当事者が主張する技術的情報の、不正競争禁止法上の技術的秘密の要件該当性について人民法院の方で審査し、認定しなければならない。

№35. 技術的秘​​密侵害紛争における秘​​密保持措置の修復・再建・強化の費用の賠償

【事件番号】(2022) 最高法知民終 945 号

【判決要旨】

技術的秘​​密侵害紛争においては、権利者が破壊された秘​​密保持措置の修復・再建に支出された費用、並びに損失軽減・損失拡大防止、または必要かつ合理的範囲で秘​​密保持措置を強化に使用された費用は、すべて権利侵害に対する損害賠償の金額に算入することが可能である。

№39. 独占協議の固定価格の認定

【事件番号】(2023) 最高法知行終 29 号

【判決要旨】

商品の固定価格に関わる独占協議における価格を固定する方法は、最低価格を規定することまたは特定の金額を規定することのみならず、価格の区間を規定することや間接的に価格をコントロールできるような計算方法・基準なども含む。

本年度報告書の摘要の全文は、最高人民法院の公式サイトにて確認可能

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/430912.html>

路浩ニュース：北京路浩コンサルティング案件、専利権転化運用 10 大典型事例に入選

専利権の産業化を推進させることとイノベーション成果の現実的な生産力への転化は、現段階での中国における知的財産権事業の指導方針の一つである。国務院弁公庁作成の「専利権転化運用専門プロジェクト案（2023-2025）」の公表を受け、世界知識産権日をきっかけに、中華全国弁理士会は、10 件の代表的な事例を選出し、「専利権転化運用 10 大典型事例」として発表した。北京路浩が担当する中国科学院自動化研究所開発の医療用ロボットハンドの産業化プロジェクトは、「専利権転化運用 10 大典型事例」に選出された。

中国科学院自動化研究所が開発した神経外科手術用ロボットハンドは、欧米による技術的独占の局面を打破した上、精度の面で一層の向上まで実現できた。当技術は低侵襲の脳神経外科手術用の柔軟なロボットシステムであり、脳組織の損傷を少なくとも 50%削減できるとのことである。このロボットハンドは、既に脳深部活体手術の実験に成功し、北京協和医院と提携し、臨床研究も展開したという。このプロジェクトでは、北京路浩のコンサルティングチームは、事前の専利権ナビゲーション、権利の配置と取得、情報サポートや産業化の方向性などの多様な業務にて、高品質なサービスを提供し、数十件の専利権によるネットワークを構築し、技術の産業化に大きな力を貢献した。

北京路浩は、30 名以上のコンサルタントを持つ専門的なコンサルティングチームを設けており、今回のケースを含め、技術の事前侵害リスク回避分析や技術に対する現状分析による開発方向性の確定など、数多くの大型プロジェクトに成功した実績を誇る。

北京路浩は、伝統的な権利化業務のみならず、クライアントに多様な業務を提供することが可能である。これからも、より多くのクライアントの様々なニーズに応え、高品質なカスタマイズサービスを提供できるように尽力する。

専利権転化運用 10 大典型事例の詳細は、中華全国弁理士協会の公式サイトにて確認可能

<http://www.acpaa.cn/article/content/202404/6138/1.html>